

安曇野市豊科南部総合公園（安曇野市総合体育館含む）

指定管理者募集要項【公募】

1 趣 旨

安曇野市豊科南部総合公園の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）、安曇野市都市公園条例（平成 17 年安曇野市条例第 207 号。以下「設置条例」という。）及び安曇野市体育施設条例（平成 18 年安曇野市条例第 26 号。）の規定により、安曇野市豊科南部総合公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 対象となる施設の概要

（1）名称及び所在地

正 式 名 称	所 在 地
豊科南部総合公園	安曇野市豊科高家 4882 番地
安曇野市総合体育館	安曇野市豊科高家 4500 番地 1

（2）施設の規模等

区 分	内 容
① 設置年月日	平成 5 年 8 月 7 日 （遊具） 平成 9 年 4 月 1 日 （芝生広場、噴水、マレットゴルフ場） 平成 11 年 4 月 1 日 （愛犬広場、テニスコート、駐車場） 令和 4 年 1 月 1 日 （総合体育館）
② 施設の概要	敷地面積：11.4ha（遊具：0.1ha、芝生広場・噴水・マレットゴルフ場：3.2ha、 愛犬広場・テニスコート・駐車場：5.2ha、総合体育館敷地：2.9ha） ・芝生広場：約 23,000 m² ・テニスコート：10 面（砂入り人工芝、ナイター照明あり） ・マレットゴルフ場（いなほマレットゴルフ場）：36 ホール ・噴水 ・遊具：コンビネーション遊具、シーソー、インクルーシブ遊具等 ・愛犬広場：5,800 m² ・設備：外トイレ 3 施設、水飲み場 3 か所 ・健康器具：13 基、案内看板 2 基 ・総合体育館 構造・規模：鉄骨造 2 階、建築面積：5,652.82 m²、延床面積：7,846.04 m² 駐車場：普通自動車：148 台、大型バス：15 台、駐輪場 地域防災計画：物資集積拠点、避難所（700 人以上）、備蓄倉庫
③ 会議室等	安曇野市総合体育館 ・メインアリーナ：約 1,830 m²、2 階観覧席・ランニングコース（約 1,190 m²）、観客席数（1,004 席） ・サブアリーナ：面積約 720 m² ・トレーニング室兼多目的利用室：約 320 m²（2 室に分割利用可） ・柔剣道場：約 390 m² ・会議室：約 250 m²（2 室に分割利用可） ・屋外広場：ふらっとひろば（約 1,509 m²）、多目的ひろば（約 7,977 m²）、ウォームアップひろば（約 2,013 m²）、スケートボードひろば（約 534 m²）

④ 施設定員	総合体育館メインアリーナの建築基準法に基づく収容人数 スポーツイベント利用時：最大 2,000 人（1F 約 1,000 人、2F 約 1,000 人） 上記以外：最大 3,000 人（1F 約 2,000 人、2F 約 1,000 人）
--------	---

（４）施設の利用状況等

後記の資料 1 を参照してください。

3. 指定予定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4. 管理にあたっての条件

（１）基本方針

指定管理者は、市民が利用する公の施設としての豊科南部総合公園の設置目的を十分理解し、利用者に快適な環境を提供するとともに、常に施設の保守点検を行うことにより最良の状態を維持して利用者の安全を確保するものとします。

なお、施設の管理運営の基本方針は次のとおりです。

- ① 関係法令を遵守すること。
- ② 協定書、募集要項及び指定管理者申請書の内容に沿った管理運営を実施すること。
- ③ 施設の利用に関し公平性・公正性を確保すること。
- ④ 効率的な管理運営を行い経費の節減に努めること。
- ⑤ 施設、設備及び備品類の維持管理を適切に行うこと。
- ⑥ 個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- ⑦ 利用者の意見、要望を管理運営に反映して利用者の満足度を高めること。
- ⑧ 関係団体との連携及び近隣住民との良好な関係を維持すること。
- ⑨ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素排出量の削減等、環境に十分配慮した管理運営を行うこと。
- ⑩ 労働環境対策（熱中症、転倒等）について、防止対策を講じること。
- ⑪ 緊急連絡先の掲示など獣害対策を心掛けること。
- ⑫ 太陽光発電設備の設置者である安曇野 RE 株式会社と電力受給契約を行うこと。

（２）業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる豊科南部総合公園の管理業務を行うものとします。詳細は、「安曇野市豊科南部総合公園（安曇野市総合体育館含む）指定管理者募集仕様書」を参照してください。

なお、豊科南部総合公園の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、設置目的・事業目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めるものとします。

また、施設及び備品等の設置目的以外の許可無き使用を禁止します。

- ① 豊科南部総合公園の維持管理に関すること。
 - ・ 建物及び外構施設の保守点検、補修及び清掃
 - ・ 施設に係る経費の支払い
 - ・ 施設利用料金の管理
- ② 豊科南部総合公園の利用の許可等に関すること。
 - ・ 許可申請書の受付及び許可書の交付
 - ・ 各種届出書の受付
 - ・ 利用料金の徴収、減免及び還付
 - ・ 利用者の応接
- ③ 利用者の安全確保に関すること。
 - ・ 施設所在地での地震、洪水・土砂災害等災害発生時に備え、安曇野市防災マップ及び施設周辺の地盤、地形等を確認し、利用者の安全を確保すること。
 - ・ 事故、防災及び防犯対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・ 感染症対策を講じ利用者の安全を確保すること
 - ・ その他常に利用者の安全を確保すること
- ④ 豊科南部総合公園の設置目的に適合する自主事業の実施に関すること。
 - ・ 観客を集めて行う興行の企画・誘致

- ・ スポーツ教室や健康講座等の企画及び実施
 - ・ 物販事業の企画及び実施
 - ・ その他公園の賑わいに資する取組
- ⑤その他必要な事項
- ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置
 - ・ 事業報告書の作成及び提出
 - ・ 管理業務に関する庶務、経理等の事務
 - ・ 指定管理期間終了に伴う次期指定管理者への業務の引継

(3) 管理の基準

- ① 開館時間及び休館日は、下記のとおりとします。ただし、利用者へのサービス向上の観点から指定管理者の提案により、市の承認を受けて変更することが可能です。

施設名	開館時間	休館日
豊科南部総合公園 (テニスコート)	午前 5 時から午後 9 時 30 分まで	年末年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで)
安曇野市総合体育館	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	

※現在安曇野市の屋内体育施設では原則午前 7 時 30 分を限度とし、練習を除く大会等の事前準備やウォームアップを行う必要がある場合には使用時間の延長を認めています。早朝及び休館日のテニスコートの鍵の貸し出しは前日に貸し出すこととしています。同等以上の対応をしてください。

- ② 豊科南部総合公園の利用の許可を、設置条例に基づき公平かつ公正に行うものとします。なお、安曇野市体育施設条例第 7 条第 2 項に該当する場合は、利用を許可してはならないものとします。
- ③ 豊科南部総合公園の管理上支障があると認められる場合（設置条例第 22 条のいずれかに該当する場合に限ります。）は、施設の利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、入館を拒否し、又は退去を命ずることが出来ます。
- ④ 利用料金は、設置条例第 21 条に規定するところにより、あらかじめ市の承認を受け指定管理者が定め、豊科南部総合公園の利用者から徴収することが出来ます。徴収した利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとします。なお、利用料金の収入年度は、利用する年度の収入とします。
- ⑤ 指定管理者は、設置条例及び体育施設条例に基づき利用料金を減免又は免除してください。
- ⑥ 指定管理者は、次の事項のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することが出来ます。
- ・ 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。
 - ・ 利用を開始する前 6 日までに利用許可の変更の届出があったとき、又は許可を受けた後中止の届出があったとき。
 - ・ 上記に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。
- ⑦ 指定管理者は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑧ 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報（安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関し、市と同様の責務を有するものとし、市の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるものとします。
- ⑨ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめその内容を市と協議し、市の許可を得て実施するものとします。

(4) 業務の処理体制

- ① 指定管理者は、豊科南部総合公園の管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）の雇用のほか、管理業務の遂行に必要な体制を整備することとします。
- なお、指定管理者は豊科南部総合公園の統括責任者 1 人及びこれを補佐する者 1 人を配置するものとします。
- ② 必要な有資格者については、次表のとおりです。ただし、それぞれの資格を別の従事者が有して

いる必要はありません。また、個別の管理業務を再委託する場合には、当該再委託先が所要の有資格者を擁している必要があります。

関係法令	資格名・業務名
消防法、消防法施行令	防火管理者

※なお、法令の対象となる施設においては、次のような有資格者の選任規定がありますので、関係官署への届出が必要となります。

資格者名	届出先	根拠法令
防火管理者	松本広域消防局豊科消防署	消防法、消防法施行令

- ③ 指定管理者は、従事者の名簿を市に提出してください。従事者の異動を生じた場合も、同様とします。
- ④ 指定管理者は、従事者に対し管理業務の遂行に必要な研修を実施してください。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に従事者を指導するとともに、必要な訓練を行うものとします。
- ⑤ 指定管理者は、管理業務の処理に関し、人身事故、施設の破損事故等が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について市と協議するものとします。
- ⑥ 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた従事者の災害について、すべての責任をもつものとし理由のいかに問わず、市は、何らの責任を負わないものとします。
- ⑦ 指定管理者及びその従事者は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項及び管理業務の処理に関する事項をみだりに第三者に漏らしてはなりません。指定の終了後も同様とします。
- ⑧ 指定管理者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他従業員の雇用に関する法令を遵守するものとします。

（５）その他

- ① 指定管理者は、豊科南部総合公園にあらかじめ備え付けられた市所有の備品を無償で 사용할ことができます。これら備品のほかに管理業務に必要な備品、消耗品等は指定管理者の負担で用意することとしますので、必要な額を収支計画に記載してください。なお、指定管理者がその所有に係る備品を備え付けようとする場合はあらかじめ市に報告するものとし、市の備品と指定管理者の備品の区別ができるよう必要な措置を行うものとします。
- ② 指定管理者は、施設の管理業務における予算処理に関し、経理を明確に区分するものとします。
- ③ 指定管理者は、毎年度、市の指示により事業報告書を作成し市に提出するものとします。
- ④ 指定管理者が行う管理業務の全部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託することはできません。清掃、警備等、市が認める業務についてはこの限りではありません。
- ⑤ 指定管理者は特別に定めのある場合を除き、常に市の指示に従うものとします。
- ⑥ 市及び市関係団体が行う行事は、優先的に使用を許可するものとします。
- ⑦ 豊科南部総合公園は安曇野市地域防災計画において、拠点ヘリポート、災害応援部隊集結場所、ベースキャンプ、物資集積拠点、備蓄倉庫及び災害時の指定避難所の機能を有しています。指定管理者は避難所の管理等に協力するものとします。なお、詳細については別途協議とします。
- ⑧ 指定管理者は、施設等に特別な設備の追加、又は変更を加えることはできません。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合はこの限りではありません。
指定管理の終了又は指定の取り消しをされたとき等は、指定管理者の費用負担により施設等を直ちに原状に回復してください。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- ⑨ 市が必要と認めるときは、休館時間及び休館日であっても本施設を臨時に開館してください。

５ 管理に要する経費

（１）市からの指定管理料の考え方

豊科南部総合公園の管理運営に要する経費の見込み額から収入を差し引いた額を、予算の範囲において、指定管理料として指定管理者に支払うものとします。

なお、指定管理者が実施する自主事業に係る経費及び収入は、指定管理料の対象外としますが、指定管理者の提案により指定管理業務への利益還元も可能とします。詳細については市と協議してく

ださい。

指定管理料の額及び支払い方法については、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書等に基づきその必要性を市が判断し、その金額を市と指定管理者が協議して決定し、双方で締結する協定で定めるものとします。指定管理料の額は、申請書（収支計画書）に記載される額を上限として指定管理者と市とが協議した上で、毎年度の市の予算の範囲内で決定します。

指定管理者の経営努力により収支計画を上回る収支差額が生じた場合、または収支計画を下回る収支差額が生じた場合でも、指定管理料の精算は行いません。なお、各年度において、指定管理者に起因する事情等により事業の一部が実施できなかった場合には、指定管理料の返還を求めることがあります。

（２）指定管理料の支払い

① 支払い方法

毎会計年度（４月１日から翌年３月３１日）、市は予算執行計画に基づいて支払予定額及び支払い方法を決定します。

② 管理口座

施設の管理経費及び収入については、団体、法人等の口座とは別に、指定管理業務専用の口座により管理してください。なお、これにより難い特別の事情がある場合は、市と事前に協議するものとします。

（３）施設賠償責任保険の付保

指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合を除き、指定管理者が負うべき賠償責任については、原則として市が付保する保険の対象となりますので、指定管理者が付保する必要はありません。ただし、条例に定める指定管理者が行う業務の範囲外の事業として、施設内において指定管理者が独自の事業を実施する場合には、その運営上もたらされる賠償責任は指定管理者が負うものとします。

（４）施設管理における火災保険の付保

市が付保するので、指定管理者は付保する必要はありません。

（５）市への納付金

指定管理者は、市に納付金を納める必要はありません。

（６）自主事業

指定管理者は、都市公園法及び安曇野市都市公園条例で規定された範囲で、収益を目的とした事業を行うことができます。

指定管理者の提案により実施する自主事業に伴う収入は、指定管理者の収入となります。なお、自主事業に要する費用及び施設利用料金は指定管理料を充てることはできません。

魅力ある自主事業は、施設の利用促進にもつながることから積極的に提案してください。

① 施設の設置目的に沿った事業内容とすること。

② 地域住民・利用者のニーズが反映されていること。

③ 事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。

６ 指定管理者に対する監査等

（１）実施調査等

市は、施設の適正な運営を期するため、指定管理者に対し、当該業務内容又は経理状況に関して定期報告書以外に随時報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることがあります。

（２）監 査

市及び監査委員並びに市議会が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理運営業務に係る出納事務について監査を実施します。

（３）関係帳簿の保存年限

指定管理者として作成した関係帳簿については、その帳簿閉鎖の時より７年間保存するものとします。また、他法令に規定がある場合、その法定保存期間を遵守するものとします。

(4) 第三者評価の実施

市は、数値には現れないようなサービスの品質向上や指定管理者の工夫や経営努力といったものを、きめ細かく汲み取るため、また、他市町村の同規模の施設の管理状況をサービスに反映させることを目的とし、行政以外の第三者による評価の導入を検討しています。実施にあたっては事前に協議を行ないます。

7 業務の継続が困難となった場合等における措置

(1) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由（経営不振など指定管理者の自己都合によるものを含む。以下同じ。）により当該施設の適正な管理に著しい支障が生じ、業務の継続が困難となるおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告等を行ない、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合は、業務の全部又は一部の停止、さらには指定の取り消しを行いますので、指定管理者はこれに従うものとします。

(2) 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記（１）により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は指定取り消し等によって市に生じた損害について、市へ賠償をしなければなりません。

また、前記（１）により指定管理者の指定が取り消されまたは業務の全部又は一部が停止されたことにより指定管理者に損害が生じた場合でも、市はこの損害を賠償しません。

(3) 保証金の納付

市は、指定管理者の指定の取り消し又は業務の停止など指定管理者の債務不履行等に備え、指定管理者を公募により選定し、かつ指定管理者が法人格を持った団体である場合、市が協定締結に際して保証金の納付を求めることがありますので、指定管理者は異議なくこれに応じるものとします。

保証金の額は、次の①、②の額の合計額を基本とします。

①指定管理料の３か月分に相当する額

②納付金の３か月分に相当する額

保証金は、市が指定管理者から返還を受けるべき指定管理料及び市への損害賠償金に充てるものとし、これらを精算後、なお余剰金を生じた場合には、これを指定管理者に返金するものとします。

なお、保証金の納付に関する費用は、指定管理者の負担とします。

(4) 自然災害等による不可抗力事態の発生により業務継続が困難となった場合

自然災害等の不可抗力事態の発生、その他市又は指定管理者の両者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者が協議の上、市は指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

8 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。

なお、次表に記載のない事項については、市と指定管理者の協議により解決するものとします。

リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
法令、税制等の変更	指定管理者が行う管理業務に及ぶ法令等の変更		○
	上記以外の法令等の変更	協 議 事 項	
金利、物価変動	金利変動、指定後のインフレ・デフレ		○
不可抗力事態	自然災害等の不可抗力事態による業務の変更、中止等	協 議 事 項	
運営資金調達	市の支払い遅延により生じた事由	○	
	指定管理者の原因により生じた事由		○
類似施設との競合	類似施設との競合による利用者減、収入減		○

リスクが生じる原因		リスク分担	
種 類	内 容 説 明	市	指定管理者
需要変動	需要変動による収入減		○
運営費の膨張	指定管理者の原因による運営費の膨張		○
	想定を上回る光熱費の高騰	協 議 事 項	
施設及び備品等の 損傷	管理上の瑕疵による施設及び備品等への損傷		○
	上記以外の施設及び備品等への損傷	協 議 事 項	
債務不履行	施設設置者（市）の協定内容不履行	○	
	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
損害賠償	管理上の瑕疵により利用者等へ損害を与えた場合		○
	上記以外	協 議 事 項	
施設・備品の修繕	大規模な修繕（150 万円以上のもの）	○	
	上記以外（150 万円未満のもの）		○
	上記に関わらず、指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
各種保険等への加入	施設に係る火災保険及び災害保険への加入並びに指定管理者の瑕疵により利用者へ損害を与えた場合に、指定管理者が負うべき賠償責任保険への加入	○	
	上記以外に指定管理者が必要と判断する保険への加入		○
自主事業の実施	自主事業の実施に伴い発生が想定されるリスク		○
引継費用	管理運営業務の開始及び終了に伴う引継のための費用		○

9 事業実施状況の監視等

（１）モニタリングの実施

市が豊科南部総合公園の円滑な管理運営を確保するため、管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施する場合、指定管理者はこれに応じるものとします。モニタリングの実施に関して必要な事項については、基本協定において定めることとします。

（２）施設利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケートにより、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市へ報告するものとします。

10 その他の事項

市は、豊科南部総合公園を、災害の発生その他特別の事情がある場合に優先的に使用することがあります。この場合、指定管理者はこれに協力するものとします。

11 協定の締結等

（１）協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる事項について協議し、これに基づき指定期間全体に共通した事項について、包括的な基本協定を締結します。

また、事業年度ごとに指定管理料等を定めた年度協定についても締結するものとします。

① 基本協定の主な項目

- ・ 指定期間
- ・ 管理する施設及び備品に関する事項
- ・ 指定管理者の責務に関する事項
- ・ リスク分担に関する事項
- ・ 事業計画及び定期報告書の提出に関する事項
- ・ 指定の取り消しに関する事項
- ・ 利用者満足度調査に関する事項
- ・ 防犯・防災マニュアル等に関する事項
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ 事業の引継ぎに関する事項
- ・ その他必要な事項
- ② 年度協定の主な項目
 - ・ 当該年度の事業の実施に関する事項
 - ・ 指定管理料に関する事項
 - ・ 修繕費に関する事項
 - ・ その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合

指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき。
- ④ 議会の議決が得られなかったとき。なお、議会の議決が得られなかった場合においても、管理業務の準備のために支出した費用については、市は補償しません。

12 申請資格等

法人その他の団体（個人での申請はできません。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① トレーニングルームを有する屋内体育施設を5年以上管理運営（保守・環境維持・受付・貸出・監視・接客・事務・警備等の業務を総括して管理運営していること。ただし、業務の一部を受託したものは実績として認めない。）した実績を有すること。なお、共同事業体で応募する場合、代表者が実績を有すること。
- ② 安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は第5条第1項第3号の規定による選定若しくは指定を辞退した日から起算して3年を経過しない団体でないこと。
- ③ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第2項に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人を除く。）で、安曇野市の常勤の特別職（教育長を除く。）の職員、地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する市の委員会の委員（監査委員を含む。）若しくは市議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）に該当しないものであること。
- ⑤ 国税及び地方税について滞納がないものであること。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたものでないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があったものでないこと。
- ⑧ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア) 破産者で復権を得ない者
 - イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ) 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員等
- ⑨ 申請団体が法人の場合、直近の貸借対照表において「資本の部」がマイナス（債務超過）となっ

ていないこと。

13 申請の方法

豊科南部総合公園の指定管理者に申請する者は、次により指定申請書その他の書類（以下「申請書類」という。）を市に提出してください。

（１）申請書類の受付期間

令和８年７月１３日から令和８年８月２５日 午後５時１５分まで

（２）申請書類の提出方法等

- ① 申請書類の提出方法は、持参によることとします。
- ② 申請書類の提出先は、安曇野市商工観光スポーツ部スポーツ推進課（所在地：市役所本庁舎３階４番窓口）とします。

14 提出書類

提出書類は以下のとおりです。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

（１）申請書様式

市が指定する申請書様式により提出してください。

（２）提出書類、添付書類

NO	概要	様式
1	公の施設の指定管理者の指定申請書	様式第１号
2	申請資格に関する申立書	別紙様式１
3	管理を行う公の施設の事業計画書一式（収支計画書を含む） ※収支計画書に用いる消費税率は１０％（軽減税率が適用されるものを除く）としてください。	別記様式２～７、１１ ※別紙様式８はグループでの申請時のみ
4	法人の履歴事項証明書（申請団体が法人の場合に限る）又は代表者の市が発行する身分証明書（申請団体が非法人の場合に限る）	発行機関で取得
5	定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類	任意
6	申請資格に関する申立書申請書等に押印した印鑑の印鑑登録証明書	所定様式
7	納税証明書 ※（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）ただし、団体に納税義務がない場合は、その旨を「申請資格に関する申立書」に記載してください。 ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙９号その３の３） イ 都道府県税に関わる納税証明書（都道府県税全体に未納がないことの証明書） ウ 市町村税に関わる納税証明書（市町村税全体に未納がないことの証明書）	発行機関で取得 ア 税務署 イ 都道府県担当部署 ウ 市町村担当部署
8	申請日の属する事業年度の前３事業年度の団体の決算書等（貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告等）または団体の経営状況が説明できる書類 ※連結納税を適用している場合は連結決算書も添付してください。	任意
9	団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書	任意
10	団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類	任意
11	トレーニングルームを有する屋内体育施設を５年以上管理運営した実績を有することがわかる書類。なお、共同事業体で応募する場合、代表者が実績を有すること。	任意 ※５施設を超えての提出は不要
12	その他市長が定める必要な書類	

(3) 提出部数

正本1部及び副本10部とし、つづり紐で綴じて提出してください。ファイルは不要です。
また、全体のページ番号を記入してください。

15 現地説明会の開催

豊科南部総合公園の概要、管理業務の内容等について説明を行うため、次により現地説明会を開催します。

- ① 日 時 令和8年7月29日(水) 午後2時00分から
- ② 場 所 安曇野市豊科高家4882番地 豊科南部総合公園
- ③ 申込方法 令和8年7月27日(月)午後5時までに、現地説明会参加申込書(指定管理者申請書別記様式10)により、ファクシミリ又は電子メールにて「20 問合せ先」まで申し込んでください。

16 申請にあたっての留意事項

- ① 申請書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を指示することがあります。
- ② 申請書類及び追加資料は、返却しません。
- ③ 申請書類及び追加資料は、情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ④ 受付期間の終了後における申請書類及び追加資料の再提出又は差替えは認めません。ただし、指定管理者審査委員会が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 申請書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑥ 申請書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届け(様式任意)を提出してください。
- ⑦ 申請書類の提出をもって、応募者は本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ⑧ 複数の応募者があった場合のプレゼンテーションの順番等選定事務に関することは、その一切を市が決定しますので応募者はこれに従うこととします。
- ⑨ 本募集要項に対する質問は、令和8年8月3日午後5時までにファクシミリ又は電子メールにより「20 問合せ先」にて受付けます。(来庁、電話等では受付けません。) 質問があった場合のみ質問及び回答を本市ホームページに掲載します。

17 選定手続

(1) 選定方法

申請団体から提出された申請書類の審査及び申請団体からのプレゼンテーション(事業計画等の説明)などにより、識見者により構成される指定管理者審査委員会の評価結果を踏まえ、市が指定管理者の候補者(以下「候補者という。」)を決定し、議会の議決を経て指定します。

なお、プレゼンテーションの日時、場所等詳細については別途通知します。

(2) 選定基準等

指定管理者審査委員会において、別紙評価項目配点表に掲げる選定基準に基づき、総合的な視点で審査を行います。

(3) 選定結果の通知、公表

選定結果については申請団体に対して書面で通知します。また、市のホームページなどで公表します。

18 指定管理者の指定等

候補者を豊科南部総合公園の指定管理者としたい旨の議案を令和8年〇月開催予定の安曇野市議会定例会に提案し、その議決を経て指定管理者として指定します。

19 参考添付資料

- ・安曇野市豊科南部総合公園(安曇野市総合体育館含む)指定管理者募集仕様書【公募】
- ・安曇野市都市公園条例
- ・安曇野市都市公園条例施行規則
- ・安曇野市体育施設条例
- ・安曇野市体育施設管理規則

20 問合せ先及び申請書類の提出先

安曇野市 商工観光スポーツ部 スポーツ推進課 スポーツ推進担当

担当者氏名 小林 健、廣田 貴大

[所在地] 〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

[電話番号] 0263-71-2467

[F A X] 0263-72-1340

[メール] sports@city.azumino.nagano.jp

改正

平成18年 3 月27日条例第18号
平成18年 6 月26日条例第44号
平成18年12月25日条例第62号
平成19年 6 月29日条例第25号
平成19年12月26日条例第37号
平成21年 3 月25日条例第 9 号
平成22年 3 月29日条例第10号
平成22年 6 月28日条例第25号
平成22年12月24日条例第37号
平成23年 3 月28日条例第 5 号
平成25年 3 月28日条例第14号
平成27年 9 月30日条例第48号
平成28年 3 月23日条例第19号
平成30年 3 月23日条例第16号
平成31年 3 月29日条例第18号
令和 2 年11月11日条例第29号
令和 4 年 2 月25日条例第 2 号
令和 4 年 6 月29日条例第26号

安曇野市都市公園条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、安曇野市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 安曇野市の設置する都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項の都市公園の区域は、別に市長が公示する。その区域を変更したときも、また同様とする。

(都市公園の配置基準)

第3条 法第3条第1項に規定する条例で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第3条の3に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園面積の敷地面積の標準)

第3条の2 住民1人当たりの都市公園面積の敷地面積の標準は、19平方メートル以上とし、市街地の住民1人当たりの都市公園面積の敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模)

第3条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めるものとする。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めるものとする。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めるものとする。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第4条 法第4条第1項に規定する条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該都市公園の敷地面積が400平方メートルに満たない場合にあっては100分の7以下、400平方メートル以上の場合にあっては100分の2以下とする。

- 2 令第6条第1項第1号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。
- 3 令第6条第1項第2号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として、第1項の規定により認められる建築面積を超えるこ

とができる。

4 令第6条第1項第3号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として、前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 令第6条第1項第4号に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として、前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(行為の制限)

第5条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売又は物品の頒布を行うこと。

(2) 募金その他これに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会、スポーツ教室その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 業として写真又は映画を撮影すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた事項を変更しようとするときは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 前各項において許可を受けた者は、その権利を他人に転貸してはならない。

(許可の特例)

第6条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物、石その他を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) たき火及び野営をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (9) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、都市公園を保全し、又は区域を定めて都市公園の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

(有料公園施設)

第8条の2 有料公園施設（公園施設のうちで有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。

2 第5条の規定にかかわらず、有料公園施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内に危険物の持込み及び許可を受けない物品の販売又は頒布をしないこと。
- (2) 体育館を利用する者は、所定の上履きを必ず使用すること。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (5) 利用許可を受けた施設、設備及び備品以外のものを利用しないこと。
- (6) 施設、設備及び備品は、施設外に持ち出さないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上不相当と認められる行為をしないこと。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事实施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料等)

第11条 第5条第1項又は第3項の行為の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 法第6条第1項の占用の許可を受けた者は、別表第4に掲げる占用料を納付しなければならない。

3 第8条の2第2項の利用の許可を受けた者は、別表第5に掲げる使用料を納付しなければならない。

4 法第5条第1項の公園施設の設置又は管理の許可を受けた者は、別に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料等の徴収)

第12条 使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）は、前条各項の許可の際に徴収する。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他

市長が必要と認める場合においては、使用料等の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、既納の使用料等を日割り又は月割り計算によって還付することができる。

(使用料等の不還付)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受け、支払った既納の使用料等の還付はしない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(監督処分)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- (工作物等を保管した場合の公示事項)

第15条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法)

第15条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、工作物等の放置されていた都市公園に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権限を有する者（第15条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を安曇野市公告式条例（平成17年安曇野市条例第4号）第2条第2項に掲げる掲示場に掲示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第15条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第15条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等を売却するときは、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第15条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第15条に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定地及び予定公園施設に関する準用規則)

第17条 第5条から前条までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設にこれを準用する。

(体育館等の特例)

第18条 第8条の2、第11条第3項、第12条から第14条まで（使用料は除く。）の規定にかかわらず、有料公園施設（碌山公園を除く。）の管理及び利用の許可等については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の例による。

(指定管理者による管理)

第19条 豊科南部総合公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する

もの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

- 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、豊科南部総合公園の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 豊科南部総合公園の施設、設備及び備品の利用許可に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- （2） 豊科南部総合公園の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- （3） 豊科南部総合公園の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務（利用料金）

第21条 利用料金は、別表第3及び別表第5の3の豊科南部総合公園の使用料の表に定める額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

- 2 利用料金は、第11条第1項又は第3項の許可の際に徴収し、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 3 指定管理者は、必要と認める場合は、利用料金を減免し、又は既納の利用料金を還付することができる。

（指定管理者による許可の取消し等）

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第5条又は第8条の2第2項の規定によってした許可のうち豊科南部総合公園に係るものを取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- （1） 第5条又は第8条の2第2項の規定による許可に付した条件に違反している者
- （2） 偽りその他不正な手段により第5条又は第8条の2第2項の規定のうち豊科南部総合公園に係る許可を受けた者

（読替規定）

第23条 第19条の規定により豊科南部総合公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例を豊科南部総合公園に適用するときは、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「都市公園」とあるのは「豊科南部総合公園」と、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「都市公園」とあるのは「豊科南部総合公園」と、第8条の2中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設のうち豊科南部総合公園に係るもの」と「別表第2」とあるのは「別表第2のうち豊科南部総合公園に係るもの」と、第11条第1項中「別表第3に掲げる使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第3項中「別表第5に掲げる使用料」とあるのは「利用料金」と、第18条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「有料公園施設」とあるのは「有料公園施設のうち豊科南部総合公園に係るもの」とする。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者 5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 3 項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第 5 条第 1 項に掲げる行為をした者
- (2) 第 7 条(第17条においてこれらの規定を準用する場合も含む。)の規定に違反して同条に掲げる行為をした者
- (3) 第15条第 1 項又は第 2 項(第17条においてこれらの規定を準用する場合も含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第26条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町都市公園条例(昭和51年豊科町条例第34号)、穂高町都市公園条例(平成12年穂高町条例第21号)、三郷村都市公園条例(昭和60年三郷村条例第14号)、堀金村都市公園条例(平成17年堀金村条例第 4 号)又は明科町都市公園条例(平成 9 年明科町条例第34号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年 3 月27日条例第18号)

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成18年 6 月26日条例第44号)

この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の安曇野市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為は、改正後の安曇野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の安曇野市都市公園条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成19年 6 月29日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第37号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月25日条例第 9 号)

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年 6 月28日条例第25号)

この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月28日条例第 5 号)

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成25年 3 月28日条例第14号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 9 月30日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。(平成27年12月規則第57号で、同28年 1 月 1 日から施行)

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の安曇野市都市公園条例の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 3 月23日条例第19号)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成30年 3 月23日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成30年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成31年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 2 条による改正後の安曇野市都市公園条例の規定は、平成31年 4 月 1 日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月29日条例第18号）

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年11月11日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和 3 年11月規則第41号で、第 8 条の 2 に 1 項を加える改正規定、第18条に 1 項を加える改正規定、第22条を第27条とし、第19条から第21条までを 5 条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の 5 条を加える改正規定、別表第 2 の改正規定及び別表第 5 の改正規定（3 豊科南部総合公園施設使用料の表に係る部分に限る。）は同 4 年 1 月 1 日から施行）（令和 4 年 6 月規則第33号で、別表第 5 の改正規定（1 龍門渚公園施設使用料の表に係る部分に限る。）は同 4 年 7 月 1 日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の安曇野市都市公園条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年 2 月25日条例第 2 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月29日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 4 年10月 1 日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

名称	位置
穂高公園	安曇野市穂高4774番地 1
町尻公園	安曇野市穂高5635番地 2
豊科公園	安曇野市豊科5719番地
高家公園	安曇野市豊科高家800番地 1
アルプス公園	安曇野市豊科高家3760番地47
龍門渚公園	安曇野市明科中川手2928番地 1
豊科中央公園	安曇野市豊科4425番地 1
たつみ原公園	安曇野市豊科高家1137番地87
松尾寺山公園	安曇野市穂高有明7327番地81
豊科西公園	安曇野市豊科4569番地

真々部公園	安曇野市豊科高家6025番地 1
成相広場	安曇野市豊科4712番地 2
野沢公園	安曇野市三郷温345番地
上川手公園	安曇野市豊科田沢4917番地 1
一日市場公園	安曇野市三郷明盛70番地 1
熊倉公園	安曇野市豊科高家3806番地
三郷文化公園	安曇野市三郷明盛4775番地 3
下長尾公園	安曇野市三郷温438番地 1
下鳥羽公園	安曇野市豊科1159番地 1
七日市場公園	安曇野市三郷明盛263番地 2
上長尾公園	安曇野市三郷温4188番地 1
新田公園	安曇野市豊科5290番地 1
豊科南部総合公園	安曇野市豊科高家4882番地
倉田公園	安曇野市堀金烏川1267番地 1
堀金中央公園	安曇野市堀金烏川2698番地 1
小田多井公園	安曇野市堀金三田610番地
扇町公園	安曇野市堀金烏川5270番地 1
大原公園	安曇野市豊科高家6730番地
南小倉公園	安曇野市三郷小倉1587番地
本村公園	安曇野市豊科2179番地
田尻公園	安曇野市堀金三田1058番地 1
岩原公園	安曇野市堀金烏川341番地
産業団地南公園	安曇野市豊科高家1178番地17
産業団地北公園	安曇野市豊科高家2287番地54
下堀公園	安曇野市堀金烏川4730番地 1
三枚橋公園	安曇野市穂高6765番地 1
中堀公園	安曇野市堀金烏川3633番地
常念ふれあい公園	安曇野市穂高9434番地 2
町浦公園	安曇野市穂高5960番地 3
見岳町公園	安曇野市豊科南穂高460番地 1
北城公園	安曇野市穂高4354番地
成相上町広場	安曇野市豊科4324番地 3
碌山公園	安曇野市穂高5613番地 1
穂高駅西公園	安曇野市穂高10102番地 1

別表第2（第8条の2関係）

都市公園名	有料公園施設
龍門渚公園	運動広場 テニスコート ゲートボール場
三郷文化公園	体育館 グラウンド テニスコート
豊科南部総合公園	安曇野市総合体育館 テニスコート
碌山公園	体験学習施設Ⅰ 体験学習施設Ⅱ
高家公園	グラウンド

別表第3（第11条関係）

行為		単位	金額（円）
物品販売等		1日	1,000
募金等		1日	1,000
興行		占有面積1㎡ 1日	60
競技会、集会、展示会、博覧会、スポーツ教室等	豊科南部総合公園芝生広場（園路を含む。以下同じ。）	半面 1時間	5,100
		全面 1時間	10,200
	豊科南部総合公園愛犬広場	全面 1時間	5,100
	豊科南部総合公園芝生広場及び愛犬広場以外の都市公園	占有面積1㎡ 1日	40
業としての写真撮影		1日	700
業としての映画撮影		1日	3,000

別表第4（第11条関係）

占有物件名		単位	金額（円）	摘要
電柱、電柱に係る地下埋設物及び公衆電話 詰所等		電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）の規定を準用する。		支柱、支線も1本として取り扱う。
電線	共架電線その他上空に設ける線	年	m	
			8	

	類				
	地下電線その他地下に設ける線類			4	
変圧塔その他これに類するもの		年	基	1,300	
水道管、下	外径が0.15m未満のもの	年	m	66	
水道管、ガス管その他	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			89	
これらに類する物件	外径が0.2m以上0.4m未満のもの			170	
	外径が0.4m以上1m未満のもの			440	
	外径が1m以上のもの			890	
地下式の防火用貯水槽その他地下に設けるもの		年	m ²	660	
警察署の派出所、天体・気象観測所、郵便差出箱		年	基	560	
非常災害時の仮設工作物		月	m ²	13	
競技会、集会、展示会等の仮設工作物		日	m ²	10	
標識		年	本	1,000	
橋並びに道路及び軌道で高架なもの		年	m ²	1,300	
索道、綱索鉄道		年	m ²	1,300	
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場		月	m ²	280	

別表第5（第11条関係）

1 龍門渕公園施設使用料

（単位：1時間当たり 円）

施設名		使用料			
		A	B	C	D
運動広場	半面	900	1,800	2,700	9,000
	全面	1,800	3,600	5,400	18,000
テニスコート	1面	500	1,000	1,500	5,000
ゲートボール場	1面	500	1,000	1,500	5,000
備考					
1 使用料の区分					

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 三郷文化公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名			使用料			
			A	B	C	D
体育館	メインアリーナ	半面	600	1,200	1,800	6,000
		全面	1,200	2,400	3,600	12,000
		観覧席暖房料	150	300	450	1,500
		トレーニング器具	1回 300			
		放送設備	150	300	450	1,500
	柔道場	全面	400	800	1,200	4,000
	剣道場	全面	400	800	1,200	4,000
	会議室	全面	400	800	1,200	4,000
	健康相談室	全面	400	800	1,200	4,000
グラウンド		半面	900	1,800	2,700	9,000
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000
テニスコート		1面	500	1,000	1,500	5,000

備考

1 施設を専用しない場合の個人利用（体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。

2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 豊科南部総合公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名			使用料			
			A	B	C	D
安曇野市総合体育館	メインアリーナ	1 / 4面	1,000	2,000	3,000	10,000
		半面	2,000	4,000	6,000	20,000
		全面	4,000	8,000	12,000	40,000

		1 / 4 面照明	200	400	600	2,000
		片面照明	400	800	1,200	4,000
		全面照明	800	1,600	2,400	8,000
		冷暖房料	2,000	4,000	6,000	20,000
		放送設備	600	1,200	1,800	6,000
	サブアリーナ	片面	700	1,400	2,100	7,000
		全面	1,400	2,800	4,200	14,000
		片面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		冷暖房料	1,000	2,000	3,000	10,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	柔剣道場	片面	400	800	1,200	4,000
		全面	800	1,600	2,400	8,000
		片面照明	300	600	900	3,000
		全面照明	600	1,200	1,800	6,000
		冷暖房料	1,400	2,800	4,200	14,000
	トレーニング室兼多目的利用室	片面	300	600	900	3,000
		全面	600	1,200	1,800	6,000
		片面照明	200	400	600	2,000
		全面照明	400	800	1,200	4,000
		片面冷暖房料	300	600	900	3,000
		全面冷暖房料	600	1,200	1,800	6,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	会議室	片面	400	800	1,200	4,000
		全面	800	1,600	2,400	8,000
		放送設備	300	600	900	3,000
	応接室		300	600	900	3,000
	器具等使用料	映像設備	300	600	900	3,000
テニスコート	1 面		500	1,000	1,500	5,000
備考						
1 使用料の区分						

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 礪山公園施設使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名	行為等	金額 (円)
体験学習施設Ⅰ	集会、展示会	520
	募金、興行、物品販売	2,610
体験学習施設Ⅱ	集会、展示会	1,040
	募金、興行、物品販売	5,230

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 高家公園グラウンド使用料

(単位：1時間当たり 円)

施設名		使用料			
		A	B	C	D
グラウンド	全面	800	1,600	2,400	8,000

備考

1 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合

2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

改正

平成19年 3 月29日規則第12号
平成23年 6 月28日規則第16号
平成25年 3 月28日規則第13号
平成25年12月27日規則第46号
平成26年 6 月30日規則第25号
平成27年 3 月30日規則第23号
平成27年 9 月30日規則第43号
平成28年 3 月23日規則第15号
平成29年 3 月31日規則第23号
平成31年 3 月29日規則第28号
令和 3 年11月 1 日規則第40号
令和 4 年 2 月28日規則第 7 号
令和 4 年 6 月29日規則第32号

安曇野市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市都市公園条例(平成17年安曇野市条例第207号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可申請等)

第2条 条例第5条第2項に規定する申請書は、行為許可申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第5条第3項に規定する申請書は、行為変更許可申請書(様式第2号)によるものとする。

3 条例第5条第4項に規定する許可の可否を決定したときは、行為許可(不許可)証(様式第3号)を交付するものとする。

(利用時間等)

第3条 施設(条例第8条の2第1項に規定する有料公園施設をいう。以下同じ。)の利用時間及び休場日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用許可の申請)

第4条 施設のうち礫山公園を利用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、安曇野市礫山公園体験学習施設利用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する申請書の提出期日は、利用しようとする日の前3日までとする。

(利用許可書の交付)

第5条 市長は、施設のうち礫山公園の利用の許可の可否を決定したときは、安曇野市礫山公園体

験学習施設利用許可（不許可）書（様式第5号）を交付する。

（許可書の提示）

第6条 前条の規定により許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた施設を利用するときは、当該許可書を提示しなければならない。

（利用の停止）

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用条件の変更、利用の停止又は許可の取消しをすることができる。この場合において、利用者は、これを拒むこと及び損害賠償を請求することはできない。

（1） 利用の目的又は条件に違反する行為があると認められるとき。

（2） この規則に違反すると認められるとき。

（利用の変更及び取消し）

第8条 利用者が利用の変更及び取消しをしようとするときは、安曇野市碌山公園体験学習施設利用取消届兼還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する利用取消届兼還付申請書の提出期日は、利用予定日の前3日までとする。

（公園施設の設置又は管理の許可申請等）

第9条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項前段に規定する申請書は、公園施設設置許可申請書（様式第7号）又は公園施設管理許可申請書（様式第8号）によるものとする。

2 法第5条第1項後段に規定する許可を受けた事項を変更しようとする場合は、公園施設設置変更許可申請書（様式第9号）又は公園施設管理変更許可申請書（様式第10号）によるものとする。

（占用の許可申請等）

第10条 法第6条第2項に規定する申請書は、公園占用許可申請書（様式第11号）によるものとする。

2 法第6条第3項に規定する申請書は、公園占用変更許可申請書（様式第12号）によるものとする。

3 法第6条第1項の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から5日以内にその占用に係る物件の見やすい箇所に占用の標示（様式第13号）を掲げなければならない。

（使用料の減免）

第11条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる規定の区分に応じて、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

（1） 条例別表第3に規定する使用料 安曇野市都市公園使用料減免申請書（様式第14号）

（2） 条例別表第5の4に規定する使用料 安曇野市碌山公園体験学習施設使用料減免申請書（様式第15号）

2 使用料を減免する範囲及び減免率は、次に掲げる規定の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとし、その使用料の減免する額は、条例別表第3及び条例別表第5の4の使用料に減免率を乗

じて得た額（10円未満の端数金額が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（１） 前項第１号に規定する減免 別表第２のとおりとする。

（２） 前項第２号に規定する減免 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。

ア 市内の幼稚園、保育所又は高等学校が行事、学習活動等のために利用する場合 100分の100

イ アのほか、市長が特に必要があると認めたとき その都度市長が定める率

３ 市長は、第１項第１号の申請に対し使用料の減免の可否を決定したときは、安曇野市都市公園使用料減免承認（不承認）通知書（様式第16号）により通知するものとする。

４ 市長は、第１項第２号の申請に対し使用料の減免の可否を決定したときは、安曇野市碌山公園体験学習施設使用料減免承認（不承認）通知書（様式第17号）により通知するものとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第14条ただし書に規定する市長が特別の事由があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、使用料の還付額は、当該各号の定める率を乗じて得た額とする。

（１） 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき、又は第８条第２項に規定する日までに利用の変更申請又は取消しの届出があったとき 100分の100

（２） 前号以外で市長が特に認めるとき 市長がその都度定める率

２ 市長は、使用料の還付を決定したときは、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める決定書を交付するものとする。

（１） 条例別表第３に規定する使用料の場合 安曇野市都市公園使用料還付決定書（様式第18号）

（２） 条例別表第５の４に規定する使用料の場合 安曇野市碌山公園体験学習施設使用料還付決定書（様式第19号）

３ 前項の規定する決定書の交付を受けたものが還付を受けようとするときは、次に掲げる区分に応じて、当該各号に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（１） 前項第１号に規定する決定を受けた場合 安曇野市都市公園使用料還付請求書（様式第20号）

（２） 前項第２号に規定する決定を受けた場合 安曇野市碌山公園体験学習施設使用料還付請求書（様式第21号）

（届出）

第13条 条例第16条に規定する届出は、次に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるものによるものとする。

（１） 条例第16条第１号に規定する場合 工事完了届（様式第22号）

（２） 条例第16条第２号に規定する場合 次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定めるものの

ア 公園施設の設置の廃止 公園施設設置廃止届（様式第23号）

イ 公園施設の管理の廃止 公園施設管理廃止届（様式第24号）

ウ 都市公園の占用の廃止 占用廃止届（様式第25号）

（３） 条例第16条第３号に規定する場合 原状回復届（様式第26号）

(4) 条例第16条第4号又は第6号に規定する場合 措置完了届(様式第27号)

(5) 条例第16条第5号に規定する場合 不動産所有権移転抵当権設定抵当権移転届(様式第28号)

(体育館等の特例)

第14条 第3条、第6条、第7条、第11条、第12条及び前条の規定(利用時間及び休場日は除く。)にかかわらず、有料公園施設(礪山公園を除く。)の管理、利用許可、使用料の減免等については、安曇野市体育施設管理規則(令和4年安曇野市規則第17号)の例による。

(読替規定)

第15条 条例第19条の規定により豊科南部総合公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条第1項中「(様式第1号)」とあるのは「(様式第1号)に準じて指定管理者が定める申請書」と、同条第2項中「(様式第2号)」とあるのは「(様式第2号)に準じて指定管理者が定める申請書」と、同条第3項中「(様式第3号)」とあるのは「(様式第3号)に準じて指定管理者が定める許可証」と、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が必要と認め、かつ、市長の承認を得た」と、第7条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、「利用者」とあるのは「条例第5条に規定する許可を受けた者」と、第11条及び第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項第1号中「(様式第14号)」とあるのは「(様式第14号)に準じて指定管理者が定める申請書」と、同条第3項中「(様式第16号)」とあるのは「(様式第16号)に準じて指定管理者が定める通知書」と、第12条第2項第1号中「(様式第18号)」とあるのは「(様式第18号)に準じて指定管理者が定める決定書」と、同条第3項第1号中「(様式第20号)」とあるのは「(様式第20号)に準じて指定管理者が定める請求書」と読み替えるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊科町都市公園条例施行規則(昭和51年豊科町条例第34号)、穂高町都市公園条例施行規則(平成12年穂高町条例第21号)、三郷村都市公園条例施行規則(昭和60年三郷村条例第14号)及び明科町都市公園条例施行規則(平成9年明科町条例第34号)の規定によりなされた、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月29日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月28日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(安曇野市三郷文化公園管理規則及び安曇野市碌山公園体験学習施設管理規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 安曇野市三郷文化公園管理規則(平成17年安曇野市規則第139号)
 - (2) 安曇野市碌山公園体験学習施設管理規則(平成19年安曇野市規則第13号)
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日前までに、前項の規定による廃止前の安曇野市三郷文化公園管理規則及び安曇野市碌山公園体験学習施設管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の施行の日前までに、附則第2項の規定による廃止前の安曇野市三郷文化公園管理規則及び安曇野市碌山公園体験学習施設管理規則の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市都市公園条例施行規則並びに廃止前の安曇野市三郷文化公園管理規則及び安曇野市碌山公園体験学習施設管理規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成25年3月28日規則第13号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第46号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第25号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成27年3月30日規則第23号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例(平成27年安曇野市条例第48号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の安曇野市都市公園条例の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月23日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、市の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、施行日以後にされた市の処分その他の行為又は施行日以後にされた申請に係る市の不作為に係るものについて適用し、施行日前にされた市の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る市の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日規則第23号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第28号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月1日規則第40号）

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市都市公園条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年2月28日規則第7号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月29日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

公園名	施設名	利用時間	休場日
豊科南部総合公園	安曇野市総合体育館	午前9時から午後9時30分まで	(1) 12月28日から翌年1月4日までの日 (2) 屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除く。） (3) 管理上支障があると認めるとき
	テニスコート	午前5時から午後9時30分まで	
三郷文化公園	体育館	午前9時から午後9時30分まで	
	グラウンド	午前5時から午後9時30分まで	
	テニスコート	午前5時から日没まで	
龍門渚公園	運動広場	午前5時から午後9時30分まで	

	テニスコート	まで	
	ゲートボール場	午前 5 時から日没まで	
高家公園	グラウンド	午前 5 時から日没まで	
礪山公園	体験学習施設Ⅰ	午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 水曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の翌日 (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日 (4) 管理上支障があると認めるとき
	体験学習施設Ⅱ		

別表第2（第11条関係）

区分	減免率	備考
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会等が利用する場合	100分の100	安曇野市又は安曇野市教育委員会等とは、安曇野市若しくは安曇野市教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。
2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で利用する場合	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため利用する場合	100分の100	
6 市長が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で	100分の100	・青少年とは、中学生以下の者をいう。

利用する場合		・活動とは、大会、教室、講習会、合宿、練習等をいう。 ・同一団体の利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
7 安曇野市スポーツ協会及び加盟団体が活動で利用する場合	100分の100	・同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。 ・活動とは、大会、教室、講習会、練習等をいう。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市長が認めたボランティア団体が活動して利用する場合	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
9 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が利用する場合	100分の100	
10 市長が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動に利用する場合	100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。

備考

1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

様式第 1 号（第 2 条関係）
(宛先) 安曇野市長

年 月 日

許可 第 号

	行為許可申請書(行為許可証副本)		
申請者			
住所・氏名		電話	()
行為場所			
行為目的			
行為内容			
行為期間	年 月 日	時から	時間
		時まで	
使用料	円		
許可条件	1 公園の美観を損なう行為及び施設を損傷したときは、速やかに復旧しなければならない。 2 行為者は、その周囲を常に清潔にしなければならない。		
備考			

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
申請者
氏名
（団体にあつては名称及び代表者名）

行 為 変 更 許 可 申 請 書

下記のとおり行為の変更許可を申請いたします。

記

- 1 許可証 別紙
- 2 変更の内容
- 3 図面 別紙

様式第3号（第2条関係）
（宛先） 安曇野市長

許可 第 号

	行 為 許 可 (不 許 可) 証		
申 請 者			
住所・氏名		電 話	()
行 為 場 所			
行 為 目 的			
行 為 内 容			
行 為 期 間	年 月 日	時から 時まで	時間
使 用 料	円		
許 可 条 件	1 公園の美観を損なう行為及び施設を損傷したときは、速やかに復旧しなければならない。 2 行為者は、その周囲を常に清潔にしなければならない。		
備 考			
不 許 可 の 理 由			
年 月 日 安曇野市長 印			

（教示）

- この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市礫山公園体験学習施設利用許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

申請者

氏 名

（団体にあつては名称及び代表者名）

電話番号

次のとおり、安曇野市礫山公園体験学習施設の利用許可を申請します。

※太線枠内のみご記入ください。

利用日時	年 月 日 ()			
	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			
利用目的			参加人数	人
利用する施設及び備品 ※	区 分	使用料 (円/1時間) A	利用時間 B	料 金 A×B 円
	体験学習施設Ⅰ（研修室Ⅰ）			
	体験学習施設Ⅰ（研修室Ⅱ、焼成室）			
	体験学習施設Ⅱ（研成ホール）			
小 計 ※				
使 用 料 合 計 (C) ※				円

利用の条件

- 1 利用後は清掃し、施設・設備等を原状に復してください。
- 2 火災及び盗難の防止に努めてください。
- 3 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為は慎んでください。
- 4 故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失した場合は賠償をしていただきます。
- 5 その他条例及び規則を遵守してください。

（注）以上のことが守られない場合、施設の利用を中止・禁止することがあります。

使用料（1時間）

- ・体験学習施設Ⅰ 集会・展示会： 円、募金・興行・物品販売： 円
- ・体験学習施設Ⅱ 集会・展示会： 円、募金・興行・物品販売： 円

※印の欄は記入しないでください。

様式第5号（第5条関係）

安曇野市礫山公園体験学習施設利用許可（不許可）書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請がありました安曇野市礫山公園体験学習施設の利用を許可（不許可）します。

利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで			
利用目的			参加人数	人
不許可の理由				
利用する施設及び備品 ※	区 分	使用料 (円/1時間) A	利用時間 B	料 金 A×B 円
	体験学習施設Ⅰ（研修室Ⅰ）			
	体験学習施設Ⅰ（研修室Ⅱ、焼成室）			
	体験学習施設Ⅱ（研成ホール）			
小 計 ※				
使 用 料 合 計 (C) ※				円

利用の条件

- 1 利用後は清掃し、施設・設備等を原状に復してください。
- 2 火災及び盗難の防止に努めてください。
- 3 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為は慎んでください。
- 4 故意又は過失により施設を損傷し、又は滅失した場合は賠償をしていただきます。
- 5 その他条例及び規則を遵守してください。

(注) 以上のことが守られない場合、施設の利用を中止・禁止することがあります。

(注) 変更の場合は本書を持参し、変更申請をしてください。変更申請の時期によっては、納付していただいた使用料が全額返還されない場合があります。

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条関係）

安曇野市礫山公園体験学習施設利用取消届兼還付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

申請者

氏 名

（団体にあっては名称及び代表者名）

電話番号

次の理由により安曇野市礫山公園体験学習施設の利用取消を届出します。また、納付済の使用料について還付を申請します。

利用目的 (申請時の)	
事由	

還付申請額	円
金融機関名	
支店名	
口座の種類	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義（カタカナ）	

公園施設設置許可申請書

		年 月 日		
(宛先) 安曇野市長		住所 申請者 氏名 (団体にあっては名称及び代表者名)		
設 置 場 所				
設 置 目 的				
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
公園施設の名称及び 構 造				
管 理 方 法	別 紙			
設置付近の略図	別 紙			
工 事 実 施 の 方 法				
工事着手及び完了	着手 年 月 日 完了 年 月 日			
復 旧 方 法				
使 用 料				
添 付 書 類	設計書及び図面			
備 考				

公園施設管理許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

住所
申請者
氏名

(団体にあっては名称及び代表者名)

都市公園の名称	安曇野市
管理する公園施設	
管理の目的	
管理の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
管理方法	
使用料	
施設付近の略図	
備考	

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
申請者
氏名
(団体にあつては名称及び代表者名)

公園施設設置変更許可申請書

下記のとおり公園施設の設置変更許可を申請いたします。

記

- 1 許可指令書 別紙
- 2 変更の内容
- 3 設置箇所付近の略図 別紙
- 4 添付書類 設計書及び図面

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
申請者
氏名
（団体にあつては名称及び代表者名）

公園施設管理変更許可申請書

下記のとおり公園施設の管理変更許可を申請いたします。

記

- 1 許可指令書の写し 別紙
- 2 変更の内容
- 3 管理する公園 別紙
 付近の略図

公 園 占 用 許 可 申 請 書

		年 月 日		
(宛先) 安曇野市長		住所 申請者 氏名 (団体にあつては名称及び代表者名)		
占 用 場 所				
占 用 目 的				
占用面積又は本数				
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間			
占用物件の名称及び構造				
占用物件の管理方法				
占用箇所付近の略図	別 紙			
工 事 実 施 の 方 法	着手 年 月 日 完了 年 月 日			
工事着手及び完了				
復 旧 方 法				
使 用 料				
添 付 書 類	占用物件の設計書（仕様書）及び図面			
備 考				

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
申請者
氏名
(団体にあつては名称及び代表者名)

公園占用変更許可申請書

下記のとおり公園の占用変更許可を申請いたします。

記

- 1 許可指令書 別紙
- 2 変更の内容
- 3 占用変更箇所 別紙
 付近の略図
- 4 添付書類 設計書（仕様書）図面

占 用 の 標 示

公 園 占 用 許 可 済

1 許 可 年 月 日

安曇野市指令第 号

安曇野市長 印

2 占用の区域

3 占用の目的

4 占用の期間 年 月 日から

年 月 日まで

5 占用者の

住 所

氏 名

（注） 占用者は、工作物の見やすい箇所に掲げること。

安曇野市都市公園使用料減免申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

申請者

氏 名

（団体にあっては名称及び代表者名）

電話番号

次のとおり、安曇野市都市公園の使用料の減免を受けたいので申請します。

場 所	公園
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
減免を受けようとする理由	
減免を受けようとする額	円

様式第15号（第11条関係）

安曇野市礫山公園体験学習施設使用料減免申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

申請者

氏 名

（団体にあっては名称及び代表者名）

電話番号

次のとおり、安曇野市礫山公園体験学習施設の使用料の減免を受けたいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで		
減免を受けようとする理由			
減免を受けようとする額	円		
利用する施設及び備品	使用料 (円／1時間) A	利用時間 B	合 計 A×B
体験学習施設Ⅰ			
体験学習施設Ⅱ			

安曇野市都市公園使用料減免（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請がありました安曇野市都市公園の使用料の減免については、次のとおりとします。

区 分	1 承認 2 不承認
場 所	1 公園 2 公園テニスコート（A B C D E F G H I J）
利用日時	1 公園 年 月 日から 年 月 日まで 2 公園テニスコート 年 月 日 （1）コート 時 分から 時 分まで （2）照明 時 分から 時 分まで
適用条項	
減免率	
減免額	
不承認とする理由	

（教示）

- この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
（1）審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市碌山公園体験学習施設使用料減免承認（不承認）通知書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで申請がありました安曇野市碌山公園体験学習施設の使用料の減免については、次のとおりとします。

区 分	1 承認 2 不承認
利用日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
適用条項	
減 免 率	
減 免 額	円
不承認とする理由	

（教示）

- この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
（1） 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市都市公園使用料還付決定書

年 月 日

様

安曇野市長

印

安曇野市都市公園使用料の還付を決定しましたので通知します。

予定していた 場所	1 公園 2 公園テニスコート（A B C D E F G H I J）
予定していた 日時	1 公園 年 月 日から 年 月 日まで 2 公園テニスコート 年 月 日 (1) コート 時 分から 時 分まで (2) 照明 時 分から 時 分まで
納付済の使用 料の額	円
還付決定額	円

様式第19号（第12条関係）

安曇野市碌山公園体験学習施設使用料還付決定書

年 月 日

様

安曇野市長

印

安曇野市碌山公園体験学習施設使用料の還付を決定しましたので通知します。

予定していた 場所	
予定していた 日時	
納付済の使用料 の額	円
還付決定額	円

安曇野市都市公園使用料還付請求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ ㊟

電 話 _____

次のとおり、安曇野市都市公園の使用料の還付をしてください。

還付請求額	円
口座振込金融機関名	
口座番号	
口座の種類	普通・当座
口座名義	フリガナ -----

様式第21号（第12条関係）

安曇野市礪山公園体験学習施設使用料還付請求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ ㊞

電 話 _____

次のとおり、安曇野市礪山公園体験学習施設の使用料の還付をしてください。

還付請求額	円
口座振込金融機関名	
口座番号	
口座の種類	普通・当座
口座名義	フリガナ

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住所
申請者 氏名
(団体にあつては名称及び代表者名)

工 事 完 了 届

下記のとおり工事が完了したので届出します。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 公園施設又は
工作物の名称
- 3 許可指令の番号 第 号

年 月 日 （宛先） 安曇野市長 住 所 申請者 氏 名 （団体にあっては名称及び代表者名） 公 園 施 設 設 置 廃 止 届	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日
廃止する公園施設の名称	
許可を受けた年月日	年 月 日
許可指令書の番号	第 号
備 考	

年 月 日 （宛先） 安曇野市長 住 所 申請者 氏 名 （団体にあつては名称及び代表者名） 公 園 施 設 管 理 廃 止 届				
廃 止 の 年 月 日	年 月 日			
公 園 施 設 の 名 称				
許 可 を 受 け た 年 月 日	年 月 日			
許 可 指 令 書 の 番 号	第 号			
備 考				

年 月 日 （宛先） 安曇野市長 住 所 申請者 氏 名 （団体にあつては名称及び代表者名） 占 用 廃 止 届				
公 園 の 名 称				
廃 止 の 年 月 日	年 月 日			
廃止する占用物件の 名 称				
許可を受けた年月日	年 月 日			
許可指令書の番号	第	号		
備 考				

年 月 日 （宛先） 安曇野市長 住 所 申請者 氏 名 (団体にあつては名称及び代表者名) 原 状 回 復 届 下記のとおり都市公園を原状に回復したので届出します。	
公 園 の 名 称	
届 出 の 理 由	
許可指令書の番号	第 号
備 考	

年 月 日 （宛先） 安曇野市長 住 所 申請者 氏 名 (団体にあつては名称及び代表者名) 措 置 完 了 届 下記のとおり措置が完了したので届出します。	
公 園 の 名 称	
措置を命ぜられた事項	
措置を命ぜられた年月日	年 月 日
備 考	

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

住 所

申請者

氏 名

（団体にあっては名称及び代表者名）

所有権移転
不 動 産 抵 当 権 設 定 届
抵 当 権 移 転

下記不動産を

所有権移転
に 抵当権設定 をしたので届出します。
抵当権移転

記

移転しようとする不動産の表示

改正

平成20年 9 月30日 条例第38号
平成21年 3 月25日 条例第11号
平成23年12月26日 条例第28号
平成25年 9 月25日 条例第40号
平成26年 3 月28日 条例第15号
平成27年 2 月24日 条例第 1 号
平成27年 9 月30日 条例第52号
平成30年12月25日 条例第42号
平成31年 3 月29日 条例第25号
令和 3 年12月27日 条例第31号
令和 4 年 2 月25日 条例第 2 号
令和 4 年 6 月29日 条例第24号
令和 4 年 9 月30日 条例第29号
令和 6 年 3 月22日 条例第 9 号
令和 7 年12月23日 条例第36号

安曇野市体育施設条例

安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年安曇野市条例第237号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項、社会教育法（昭和24年法律第207号）第3条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第4条の規定に基づき、安曇野市体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（指定管理者による管理）

第3条 体育施設のうち、次に掲げる体育施設（以下「指定体育施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができるものとする。

名称
安曇野市権現宮マレットゴルフ場
安曇野市穂高立足マレットゴルフ場
安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場

安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場
安曇野市豊科水辺マレットノース18
安曇野市マウンテンバイクコース

2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、指定体育施設の設置及び管理の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

（指定管理者の行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 指定体育施設の施設、設備又は備品の利用許可に関する業務
 - （2） 指定体育施設の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
 - （3） 指定体育施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
- （利用時間及び開館時間）

第5条 体育施設の利用時間は、別表第2のとおりとする。

2 体育施設のうち屋内体育施設の開館時間は、午前8時50分から午後9時40分までとする。

3 市長は、特に必要と認めるときは、利用時間及び開館時間を変更することができる。

4 指定体育施設にあっては、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、利用時間及び開館時間を変更することができる。

（休場日及び臨時休場）

第6条 体育施設の休場日は、別表第2のとおりとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

3 指定体育施設にあっては、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（安曇野市マウンテンバイクコースの利用制限）

第6条の2 体育施設のうち安曇野市マウンテンバイクコース（以下「マウンテンバイクコース」という。）を利用する場合において走行に用いることができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に規定する自転車であって、次の各号のいずれにも該当するものに限る。

- （1） オフロード走行用に耐えうる車両であること。
- （2） 必要な整備が行われた車両であること。

2 マウンテンバイクコースを利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 安全な利用に係る講習を修了している者
- （2） 長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例（平成31年長野県条例第6号）第14条第1項に規定する自転車損害賠償保険等に参加している者又は市のレンタルバイクを利用する者

（利用の許可）

第7条 体育施設のうち別表第2に掲げるものを利用しようとする者は、あらかじめ市長（指定体育施設にあっては指定管理者）に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

2 市長及び指定管理者（以下「市長等」という。）は、前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、利用許可をしないことができる。

（１） 体育施設の施設、設備又は備品（以下「施設等」という。）を損傷する行為

（２） 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

（３） 体育施設の管理上支障がある行為

3 前項に規定するもののほか、市長等は、マウンテンバイクコースの利用許可を受けようとする者が前条に規定する条件を満たさないと認めるときは、当該利用許可をしないことができる。

4 市長等は、利用許可について必要な条件を付することができる。

（利用の中止）

第8条 利用許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、あらかじめ市長等に届け出なければならない。

（使用料）

第9条 体育施設（指定体育施設を除く。）の施設等を利用する者は、別表第2に定める使用料を、利用を開始する日までに納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公益その他特に必要があると認めるときは、前条に規定する使用料の全部又は一部を減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（１） 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったとき。

（２） 利用を開始する前6日までに利用許可（変更に係るものに限る。）があったとき、又は第8条の規定による中止の届出があったとき。

（３） 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（利用料金）

第12条 指定体育施設を利用する者は、指定体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（利用料金の還付）

第14条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し)

第15条 市長等は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天候の急変その他の事情により、利用者の安全が確保できないおそれがあるとき（マウンテンバイクコースに限る。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に不適当と認めたとき。

2 市長等は、第8条に規定する利用の中止の届出があったときは、利用許可を取り消すものとする。

3 市及び指定管理者は、前2項の規定により利用許可を取り消された者に生じた損失については、補償しないものとする。

(利用の制限)

第16条 市長等は、利用者が前条第1項第1号、第3号及び第5号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるときは、利用を禁止することができる。

2 市及び指定管理者は、前項の規定により利用を禁止された者に生じた損失については、補償しないものとする。

(指定体育施設の費用負担)

第17条 指定体育施設の管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

(原状回復)

第18条 体育施設の施設等の利用を終了した者、又は第15条第1項の規定により利用許可を取り消された者、若しくは第16条第1項の規定により利用を禁止された者は、直ちに体育施設の施設等を原状に復さなければならない。ただし、市長等が特に認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 故意又は過失により体育施設の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 改正前の安曇野市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

4 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成20年 9 月30日 条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成21年 3 月25日 条例第11号)

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日 条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年 9 月25日 条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月28日 条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の 1 の改正規定は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年 2 月24日 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 9 月30日 条例第52号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。(平成27年11月教委規則第19号で、同28年 1 月 1 日から施行)

(適用区分)

2 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定は、平成28年 4 月 1 日以後の施設の使用又は利用について適用し、同日前の使用又は利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年12月25日 条例第42号)

この条例は、平成33年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 3 月29日 条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年12月27日条例第31号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月25日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(安曇野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の安曇野市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の安曇野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年6月29日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年7月1日から、第2条の規定は同年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市体育施設条例の別表の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月30日条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の安曇野市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 改正前の安曇野市体育施設条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の安曇野市体育施設条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和6年3月22日条例第9号）

この条例は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の6 安曇野市マウンテンバイクコースの

表の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
安曇野市豊科武道館柔道場	安曇野市豊科5670番地
安曇野市豊科弓道場	安曇野市豊科4027番地 2
安曇野市営県民豊科運動広場	安曇野市豊科南穂高4985番地
安曇野市豊科水辺公園マレットゴルフ場	安曇野市豊科田沢犀川左岸
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	安曇野市豊科278番地 1
安曇野市豊科水辺マレットノース18	安曇野市豊科田沢犀川左岸
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	安曇野市豊科南穂高2866番地
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	安曇野市豊科南穂高2866番地
安曇野市梓橋運動広場	安曇野市豊科高家梓川左岸
安曇野市高家スポーツ広場	安曇野市豊科高家2303番地 4
安曇野市穂高総合体育館	安曇野市穂高5047番地
安曇野市牧体育館	安曇野市穂高牧1900番地 1
安曇野市営西穂高運動場	安曇野市穂高柏原2814番地 5
安曇野市営北穂高運動場	安曇野市穂高北穂高2093番地 2
安曇野市営牧運動場	安曇野市穂高牧1928番地
安曇野市営有明運動場	安曇野市穂高有明6003番地 1
安曇野市権現宮マレットゴルフ場	安曇野市穂高8425番地 1
安曇野市穂高立足マレットゴルフ場	安曇野市穂高有明6014番地 1
安曇野市高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場	安曇野市穂高北穂高1660番地 1
安曇野市三郷体育館	安曇野市三郷明盛1885番地 1
安曇野市三郷競技場	安曇野市三郷小倉3483番地 1
安曇野市三郷黒沢マレットゴルフ場	安曇野市三郷小倉5484番地 1
安曇野市営堀金総合運動場	安曇野市堀金三田3570番地 1
安曇野市堀金総合体育館	安曇野市堀金烏川2662番地
安曇野市堀金多目的屋内運動場	安曇野市堀金烏川2697番地 1
安曇野市マウンテンバイクコース	安曇野市堀金烏川11番地 1
安曇野市営明科農村広場	安曇野市明科七貴7980番地
安曇野市明科体育館	安曇野市明科中川手3167番地 1

別表第２（第５条、第６条、第７条、第９条、第12条関係）

１ 安曇野市豊科地域体育施設

（単位：１時間当たり 円）

区分及び利用時間	使用料	休場日
----------	-----	-----

			A	B	C	D	
豊科武道館 柔道場 午前 9 時から午後 9 時30分 まで		全面	400	800	1, 200	4, 000	12月28日から翌年 1 月 4 日までの日 屋外体育施設にお いて、特定の競技 以外は、12月から 翌年 3 月までの冬 期閉鎖の間（テニ スコート及びアー チェリー練習場は 除く。） 管理上支障がある と認められると き。
豊科弓道場 午前 9 時から午後 9 時30分 まで		全面	600	1, 200	1, 800	6, 000	
市営県民豊科運動広場 午前 5 時から午後 9 時30分 まで		半面	900	1, 800	2, 700	9, 000	
		全面	1, 800	3, 600	5, 400	18, 000	
豊科屋内ゲートボール場 午前 9 時から午後 9 時30分 まで		全面	900	1, 800	2, 700	9, 000	
豊科勤労 者総合ス ポーツ施 設	体育館 午前 9 時から午後 9 時30分まで	半面	600	1, 200	1, 800	6, 000	
		全面	1, 200	2, 400	3, 600	12, 000	
	テニスコート 午前 5 時から午後 9 時30分まで	1 面	500	1, 000	1, 500	5, 000	
梓橋運動 広場	午前 5 時から日没 まで	全面	800	1, 600	2, 400	8, 000	
高家スポ ーツ広場	多目的グラウンド 東 午前 5 時から日没 まで	半面	900	1, 800	2, 700	9, 000	
		全面	1, 800	3, 600	5, 400	18, 000	
	多目的グラウンド 西 午前 5 時から日没 まで	全面	900	1, 800	2, 700	9, 000	
	アーチェリー練習 場 午前 5 時から日没 まで	全面	600	1, 200	1, 800	6, 000	
備考							

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（豊科勤労者総合スポーツ施設体育館、豊科弓道場及び高家スポーツ広場アーチェリー練習場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
 - A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
 - B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
 - C スポーツ以外で入場有料の場合
 - D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

2 安曇野市穂高地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
穂高総合体育館	アリーナ 午前9時から午後9時30分まで	半面	800	1,600	2,400	8,000	12月28日から翌年1月4日までの日屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間（テニスコートは除く。）管理上支障があると認められるとき。
		全面	1,600	3,200	4,800	16,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	
		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
	柔剣道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
	卓球室 午前9時から午後9時30分まで	全面	1,300	2,600	3,900	13,000	
	フィットネスルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	700	1,400	2,100	7,000	
	ミーティングルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	200	400	600	2,000	
	プレイルーム 午前9時から午後9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	

	控室 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	200	400	600	2, 000	
	テニスコート 午前 5 時から午後 9 時30分まで	1 面	500	1, 000	1, 500	5, 000	
牧体育館	アリーナ 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	600	1, 200	1, 800	6, 000	
		放送施設	150	300	450	1, 500	
	研修室 午前 9 時から午後 9 時30分まで	全面	200	400	600	2, 000	
	ゲートボール場	1 面	500	1, 000	1, 500	5, 000	
	市営西穂高運動場 午前 5 時から午後 9 時30分まで	半面	900	1, 800	2, 700	9, 000	
	全面	1, 800	3, 600	5, 400	18, 000		
	放送施設	100	200	300	1, 000		
市営有明運動場 午前 5 時から午後 9 時30分まで	半面	900	1, 800	2, 700	9, 000		
	全面	1, 800	3, 600	5, 400	18, 000		
	ゲートボール場	500	1, 000	1, 500	5, 000		
市営北穂高運動場 午前 5 時から午後 9 時30分まで	全面	900	1, 800	2, 700	9, 000		
市営牧運動場 午前 5 時から午後 9 時30分まで	半面	1, 600	3, 200	4, 800	16, 000		
	全面	3, 200	6, 400	9, 600	32, 000		
11月から翌年 5 月中旬までの冬期閉鎖の間 その他芝生養生の日 上記以外は、他の運動場と同様の扱い							
備考							
1 施設を専用しない場合の個人利用（穂高総合体育館アリーナ、柔剣道場、卓球室、フィットネスルーム及びプレイルーム並びに牧体育館アリーナに限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。							

2 使用料の区分

- A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合
D 営利又は営業を目的とする場合

3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 安曇野市三郷地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間		使用料				休場日
		A	B	C	D	
三郷体育館 午前9時から午後9時30分まで	半面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌年1月4日までの日屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間管理上支障があると認められるとき。
	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	
三郷競技場 午前5時から午後9時30分まで	半面	900	1,800	2,700	9,000	
	全面	1,800	3,600	5,400	18,000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（三郷体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分
A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合
D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 安曇野市堀金地域体育施設

(単位：1時間当たり 円)

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
市営堀金 総合運動 場	総合グラウンド	半面	900	1,800	2,700	9,000	12月28日から翌年1月4日までの日屋外体育施設において、特定の競技
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000	
	午前5時から午後9時30分まで	放送施設	100	200	300	1,000	
		テニスコート	1面	500	1,000	1,500	

	午前5時から午後9時30分まで						以外は、12月から翌年3月までの冬
	会議室	全面	200	400	600	2,000	期閉鎖の間（テニ
堀金総合 体育館	メインアリーナ	半面	800	1,600	2,400	8,000	スコートは除
	午前9時から午後9時30分まで	全面	1,600	3,200	4,800	16,000	く。）
		放送設備	150	300	450	1,500	管理上支障がある
	柔道場、剣道場						と認められると
	午前9時から午後9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	き。
	サブアリーナ	全面	800	1,600	2,400	8,000	
		放送施設	500	1,000	1,500	5,000	
		移動観覧席	500	1,000	1,500	5,000	
		ステージ	200	400	600	2,000	
		ステージ照明	400	800	1,200	4,000	
	体力相談室（ミーティングルーム）						
	午前9時から午後9時30分まで	全面	700	1,400	2,100	7,000	
堀金多目的屋内運動場		半面	600	1,200	1,800	6,000	
	午前9時から午後9時30分まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	

備考

- 1 施設を専用しない場合の個人利用（堀金総合体育館及び堀金多目的屋内運動場に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 2 使用料の区分

A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 安曇野市明科地域体育施設

（単位：1時間当たり 円）

区分及び利用時間			使用料				休場日
			A	B	C	D	
明科体育	体育室	半面	600	1,200	1,800	6,000	12月28日から翌年

館	午前9時から午後9時30分まで	全面	1,200	2,400	3,600	12,000	1月4日までの日屋外体育施設において、特定の競技以外は、12月から翌年3月までの冬期閉鎖の間
	柔道場、剣道場 午前9時から午後9時30分まで	全面	400	800	1,200	4,000	
市営明科農村広場 午前5時から日没まで		半面	900	1,800	2,700	9,000	管理上支障があると認められるとき。
		全面	1,800	3,600	5,400	18,000	

備考

- 施設を専用しない場合の個人利用（明科体育館に限る。）は、小学校入学前及び75歳以上無料、小中学生50円、その他100円とする。
- 使用料の区分
 - アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合
 - アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合
 - スポーツ以外で入場有料の場合
 - 営利又は営業を目的とする場合
- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

6 安曇野市マウンテンバイクコース

区分	単位	使用料（円）	利用時間	利用期間	休場日
個人利用	1人1日につき	1,000	4月20日から	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき。
専用利用	1回1日につき	20,000	9月30日まで		
レンタルバイク	1台1時間につき	1,200	は、午前9時から午後4時まで		
ヘルメット	1人1日につき	200	10月及び11月は、午前9時から午後3時30分まで		

備考

- 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。
- 市内に住所を有する未就学児、小学生、中学生若しくは高校生（中等教育学校の後期課程等に在学する者を含む。）又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者は、レンタルバイクの使用料を1台1時間につき300円、ヘルメットの使用料を無料とする。

7 その他の体育施設

施設名	利用料金	休場日
豊科水辺マレットノース18	無料	12月 1 日から翌年 3 月31日までの 日
豊科水辺公園マレットゴルフ場		
権現宮マレットゴルフ場		
立足マレットゴルフ場		
高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場		
黒沢マレットゴルフ場		

改正

令和4年6月29日規則第30号

令和4年10月28日規則第39号

令和6年3月22日規則第8号

安曇野市体育施設管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市体育施設条例(平成18年安曇野市条例第26号。以下「条例」という。)

第20条の規定に基づき、安曇野市体育施設(安曇野市マウンテンバイクコースを除く。以下「体育施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間等)

第2条 指定管理者は、条例第5条第4項又は条例第6条第3項の規定による利用時間及び開館時間の変更又は休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を定める場合は、管理する体育施設その他適当な場所にその旨を掲示しなければならない。

(利用許可の申請)

第3条 条例第7条第1項の許可(指定体育施設を除く。)を受けようとする者は、市長に安曇野市体育施設利用許可(使用料減免)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の許可(指定体育施設に限る。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を事前に指定管理者に、口頭又はその他の方法により申請しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(3) 利用日時

(4) 利用目的

(5) 利用人数

(6) 利用する施設、備品等の名称

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

3 第1項の申請書の提出は、別表第1に定める期間に行うものとする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(利用許可書等の交付)

第4条 市長は、条例第7条第1項の許可(指定体育施設を除く。以下この項で同じ。)をしたときは安曇野市体育施設利用(使用料減免)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を、許可をしないときは安曇野市体育施設利用不許可書(様式第3号)を交付するものとする。

2 指定管理者は、条例第7条第1項の許可(指定体育施設に限る。)の可否を決定したときは、口頭により通知するものとする。

(遵守事項)

第5条 市長が規定する条例第7条第4項の条件は、次のとおりとする。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 体育施設の施設等を損傷しないこと。
- (3) 許可なく備品を施設外に持ち出さないこと。
- (4) 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
- (5) 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
- (6) 利用許可を受けた権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 体育施設においては、指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
- (8) 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
- (9) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (10) 特別の場合以外は、放送装置、機械等の操作はしないこと。
- (11) 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

(許可書の提示)

第6条 利用の許可を受けた者が体育施設（指定体育施設を除く。）を利用するときは、許可書を提示しなければならない。

(利用の中止)

第7条 条例第8条に規定する届出（指定体育施設を除く。）は、市長に安曇野市体育施設利用中止届（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。ただし、市長が認めたときは、口頭をもってこれに代えることができる。

2 条例第8条に規定する届出（指定体育施設に限る。）は、指定管理者に口頭により行わなければならない。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者のうち、体育施設で継続的かつ定期的に活動している団体は、あらかじめ別に定めるところにより、使用料の減免を受ける資格について、市長の審査を受けなければならない。

3 使用料を減免する範囲及び減免率は、別表第2のとおりとし、その使用料の減免する額は、条例別表第2の使用料に減免率を乗じて得た額（10円未満の端数金額が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。

4 前項に定めるもののほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及びその介助人が利用するときは、申請書の提出の際に、当該事項を証する書類を提示した場合に限り、その使用料を免除する。

5 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を許可したときは許可書を、使用料の減免を許可しないときは安曇野市体育施設使用料減免不許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料を還付する範囲及び還付率は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号又は第2号に該当するとき 100分の100

(2) 条例第11条第3号に該当するとき 市長がその都度定める率

3 市長は、第1項の請求に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市体育施設使用料還付決定書(様式第7号)を交付するものとする。

(許可の取消し)

第10条 市長は、条例第15条第1項又は第2項の規定により条例第7条第1項の許可(指定体育施設を除く。)を取り消したときは、安曇野市体育施設利用許可取消通知書(様式第8号)を交付するものとする。ただし、差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、条例第15条第1項又は第2項の規定により、条例第7条第1項の許可(指定体育施設に限る。)を取り消したときは、口頭により通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。ただし、指定体育施設に関することは、市長と指定管理者が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、廃止前の安曇野市体育施設管理規則(平成18年教育委員会規則第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年6月29日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、別表第1安曇野市豊科南社会体育館の項を削る改正規定は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、令和4年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年10月28日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市体育施設管理規則による用紙で、現に

残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年3月22日規則第8号）

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

施設の名称	利用申請書の提出期間
安曇野市豊科武道館柔道場	偶数月の初日から、翌々月の末日までの利用に係る申請を行うものとし、利用を開始する日の前6日までに提出するものとする。ただし、体育施設に空きがある場合は、この限りでない。
安曇野市豊科弓道場	
安曇野市営県民豊科運動広場	
安曇野市豊科屋内ゲートボール場	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	
安曇野市豊科勤労者総合スポーツ施設テニスコート	
安曇野市梓橋運動広場	
安曇野市高家スポーツ広場	
安曇野市穂高総合体育館	
安曇野市牧体育館	
安曇野市営西穂高運動場	
安曇野市営北穂高運動場	
安曇野市営牧運動場	
安曇野市営有明運動場	
安曇野市三郷体育館	
安曇野市三郷競技場	
安曇野市営堀金総合運動場	
安曇野市堀金総合体育館	
安曇野市堀金多目的屋内運動場	
安曇野市営明科農村広場	
安曇野市明科体育館	

別表第2（第8条関係）

安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率		備考
	施設使用料	器具等使用料	
1 安曇野市又は安曇野市教育委員会等が利用する場合	100分の100	100分の100	・安曇野市又は安曇野市教育委員会等とは、安曇野市若しくは安曇野市教育委員会又はこれらの外郭団体、これに準ずる公的機関等をいう。

2 安曇野市又は安曇野市教育委員会が共催する場合	100分の100	100分の100	
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館が主催する事業で利用する場合	100分の100	100分の100	・ 同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）
4 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が学習のために利用する場合	100分の100	100分の100	・ 認定こども園とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項の教育・保育施設をいう。
5 市内の社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定する法人が公益事業のため利用する場合	100分の100	100分の100	
6 市長が認めた団体が、青少年の健全育成又は子育ての支援のための活動で利用する場合	100分の100	100分の100	・ 青少年とは、中学生以下の者をいう。 ・ 活動とは、練習、大会、教室、講習会、合宿等をいう。 ・ 同一団体の練習による利用の減免措置は、週3回までとする。ただし、週の合計で12時間を超えて減免措置を受けることができない。
7 安曇野市スポーツ協会及び加盟団体が活動で利用する場合	100分の100	100分の100	・ 活動とは、練習、大会、教室、講習会、合宿等をいう。 ・ 同一団体の練習による利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
8 市内の芸術文化協会並びにその加盟・加入団体及び市長が認めたボランティア団体が活動して利用する場合	100分の100	100分の100	同一団体の利用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。

9 市長が認めた団体が、社会教育の振興に資する活動に利用する場合	100分の50	100分の50	同一団体の利用の減免措置は、週1回までとする。ただし、週の合計で3時間を超えて減免措置を受けることができない。
10 障害者基本法第2条に規定する障害者及びその介助者が利用する場合	100分の100	100分の100	

備考1 1回とは、1日のうち連続して利用した時間帯をいう。

2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（礪山公園を除く。）の利用回数及び時間を含む。

様式第 1 号（第 3 条、第 8 条関係）

				安曇野市体育施設利用許可（使用料減免）申請書			
				許可番号			
年 月 日 （宛先）安曇野市長 次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可 （使用料減免）を申請いたします。				申 請 者	住 所		
					氏 名 （法人にあっては名称及び代表者名）		
					電 話		
利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
利用目的							
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無		
利 用 施設名 備品等				備考			
使用料 内 訳	施設使用料	① 円 × 時間		利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合			
	器具及び附属施設等使用料						
	使用料計			別表第 2 による減免区分			
利用面数	全面	半面	その他（ ）				
減免率 及び その金額	施設使用料 _____ % _____ 円			消印			
	器 具 等 _____ % _____ 円						
請求額				円			

様式第2号（第4条、第8条関係）

安曇野市体育施設利用（使用料減免）許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長



次のとおり、安曇野市体育施設の利用（使用料減免）を許可します。

利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利 用 施設名 備品等			備考		
使用料 内 訳	施設使用料	円 × 時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合		
	器具及び附属施設等使用料	円			
	使 用 料 計	円			
利用面数	全面 半面 その他（ ）	別表第2による減免区分			
減免率 及び その金額	施設使用料 _____ %	円	消 印		
	器 具 等 _____ %	円			
請求額	円				

(裏)

使 用 上 の 注 意 事 項

1. この許可書は、利用の際必ず施設受付に提示して下さい。
2. 納入した使用料は、原則としてお返しできません。ただし、屋外施設で天候不順のため利用できなかった場合や利用を開始する6日前までに変更や取消しした場合は還付ができます。
3. 利用時間には準備と後片付けの時間が含まれます。
4. 利用者の不注意又は過失により利用中に生じた事故については、市は一切の責任を負いません。
5. 体育施設を損傷したときは、その損害を賠償していただくことになりますので十分注意して利用して下さい。
6. 施設利用の際に出たごみ類は、すべて持ち帰って下さい。
7. 許可の条件（違反した場合は安曇野市体育施設条例第15条の規定により許可を取り消すことがありますのでご注意下さい。）
 - ア 職員の指示に従うこと。
 - イ 体育施設の施設等を損傷しないこと。また、許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - ウ 火気に注意し、体育施設内では喫煙しないこと。
 - エ 他の利用者の妨害又は迷惑となるような行為言動はしないこと。
 - オ 利用許可を受けた権利を他人に譲ったり、貸したりしないこと。
 - カ 体育施設においては指定された履物を使用し、施設を汚さないこと。
 - キ 体育施設内に爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - ク 許可なく物品の販売をしないこと。
 - ケ 体育施設の利用を終了したときは、整理清掃し、施設等を原状に戻すこと。

安曇野市体育施設利用不許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった体育施設の利用申請を不許可とします。

利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利 用 施設名 備品等			備考		
使用料 内 訳	施設使用料	円 × 時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合		
	器具及び附属施設等使用料	円			
	使用料計	円			
利用面数	全面	半面	その他 ()	別表第2による減免区分	
利用不許可の理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市体育施設利用中止届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(申請者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者名)

電話番号

施設の利用ができなくなりましたので下記のとおり届出をします。

利用施設：

利用日付 利用時間	利用施設・人数・利用目的（催し物名）・備品	基本使用料 (円)	減免金額 (円)	支払料金 (円)
		使用料合計		

安曇野市体育施設使用料減免不許可書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のあった体育施設使用料の減免を不許可とします。

利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利 用 施設名 備品等			備考		
使用料 内 訳	施設使用料	円 × 時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合		
	器具及び附属施設等使用料	円			
	使用料計	円			
利用面数	全面	半面	その他（ ）	別表第2による減免区分	
減免不許可の理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、当該裁決があったことを知った日から6月以内であっても、当該裁決があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市体育施設使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）安曇野市長

（申請者）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者名）

電話番号

安曇野市体育施設条例第11条ただし書の規定により納付済の安曇野市体育施設使用料等について還付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1. 利用内容等

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的（催し物名）・備品		
納 付 日	年 月 日	還付請求額	円
既納付額	円		

2. 還付理由 （1） 利用許可を受けた者の責めでない理由により利用できなくなったため。
（2） 利用を開始する前6日までに利用許可の変更、又は利用中止の届出をしたため。
（3） （1）（2）に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3. 振込先金融機関

金融機関名	銀行	支店・支所
口座番号	普通 ・ 当座	
口座名義（カタカナ）		

様

印

記

利用日付 利用時間	利用施設・利用目的（催し物名）・備品

還付額

円

安曇野市体育施設利用許可取消通知書

年 月 日

様

安曇野市長



次のとおり、安曇野市体育施設の利用許可を取り消しましたので、通知します。

利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
	年 月 日	時 分から	時 分まで		
利用目的					
参加人員	人	観客数	人	入場料徴収	有 ・ 無
利 用 施設名 備品等			備考		
使用料 内 訳	施設使用料	@ 円 × 時間	利用区分 A アマチュアスポーツの場合で入場無料の場合 B アマチュアスポーツの場合で入場有料の場合及びスポーツ以外で入場無料の場合 C スポーツ以外で入場有料の場合 D 営利又は営業を目的とする場合		
	器具及び附属施設等使用料	円			
	使 用 料 計	円			
利用面数	全面	半面	その他 ()	別表第 2 による減免区分	
利用許可 を取り消 した理由					

(裏)

(教示)

- 1 この処分については、市長に対して審査請求をすることができますが、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができなくなります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、市（代表者市長）を被告として長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、当該処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6月を経過したときは、提起することができなくなります。また、処分があったことを知った日から6月以内であっても、この処分があった日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、上記1の審査請求をしたときは、処分取消しの訴えは、上記2にかかわらず、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月を経過したとき、又は当該裁決の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。